

埼教互第126-1号
令和5年9月1日

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

「団体損害保険」の募集案内について（依頼）

日頃、当互助会の事業につきまして格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当互助会で取り扱っている団体損害保険は、令和5年11月1日をもって契約期間が満了となるため、下記のとおり本年度の募集を行います。

つきましては、貴所属の会員へ御案内くださるようお願いいたします。

また、お忙しいところ大変お手数ですが、会員から提出された加入申込票の取りまとめについてもよろしくお願いいたします。

記

1 加入資格（申込人の範囲）

埼玉県教職員互助会の会員

※保険期間開始日を基準日とする。

2 保険期間

令和5年11月1日午後4時から令和6年11月1日午後4時まで(1年間)

※以後、保険期間1年(毎年11月1日から1年間)で自動更新となります。

3 募集期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月29日(金)まで

4 送付物

(1) 既加入者宛て封筒資料

既加入者がいる所属のみ同封しています。氏名印字のある該当者へお渡しください。

(2) 予備封筒資料

全ての所属に同封しています。加入希望があった場合に氏名印字のない予備封筒資料をお渡しください。

※不足する場合は、以下の引受会社へ御連絡ください。

(3) 返信用封筒

会員から提出された「加入申込票」を所属単位で取りまとめの上、同封の返信用封筒（角2）にて、令和5年9月29日（金）までに下記担当へ送付ください。

(4) チラシ・ポスター

職場内に掲示するなどにより、貴所属の会員への周知に御活用ください。

5 保険料の払込方法

(1) 県費支弁職員、川口市立高等学校、川越市立川越高等学校、その他団体等職員
保険料は給与から控除します。初回の控除は、令和6年1月19日です。

(2) さいたま市費職員、市町村費支弁職員（市立高校を除く）

保険料は口座振替となります。口座振替の場合は、加入申込票を提出後、御自宅宛てに預金口座振替申込書を送付します。必要事項を記入の上、御提出ください。初回の振替は、令和6年1月29日です。

6 その他

5月23日現在の情報を基にして、加入申込票を送付しております。

万一、転出者等が含まれていましたら、お手数ですが下記担当へ御連絡ください。

7 問い合わせ先

(1) 保険内容等について

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 埼玉支店 埼玉第二支社

電話：048-644-6102

(2) 加入手続きについて

互助会担当窓口

一般財団法人埼玉県教職員互助会 互助福祉担当

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

電話：048-830-6706

担当	一般財団法人埼玉県教職員互助会	芦澤
電話	048-830-6706	